



今月のことば

monthly word

—インテリジェンス—

日本弁理士会 副会長

尾崎 光三

知的財産戦略本部による知的財産の「創造」「保護」「活用」に関する知的財産推進計画 2016 によりますと、「イノベーションの創設に取り組もうとする「挑戦者」(イノベーター)への応援」が重要である点が示唆されています。因みに、発明の「創造」「保護」「活用」を巡る「知的創造サイクル」沿いに発明情報を回転駆動させるための基軸の情報媒体として、特許明細書等の役割を把握することもできます。即ち、知的創造サイクルでは、「創造」フェーズで、発明情報が生成され、「保護」フェーズでは、発明情報が加工されて権利に変質するとともに、公開特許公報や特許情報プラットフォーム等により発明情報が社会的に伝播し、「活用」フェーズでは、権利と実施化製品が発明情報を伴って収益を産みながら流通するという視点から、同「サイクル」を情報変遷サイクルの構図として理解することができるものと思われまます。こうした基軸の情報媒体としての特許明細書等の作成に従事する知的財産の専門家である弁理士は、同「サイクル」の利用の仕方に関しての当事者でもあり、イノベーターであることも要請されていると言えます。

同推進計画でも課題として挙げられております「侵害立証の困難性」「損害賠償額の低さ」「権利の不安定さ」等に対処することによる「イノベーター応援指向」の知財政策的調整に関し、弁理士会として、関係諸官庁、国会等に向けての意見反映に努めるのも1つの役割であろうかと思われまます。些か身内に視点を傾けますと、知的財産の専門家である弁理士自身が、同「サイクル」の利用の仕方に関し、イノベーターの役割を果たすことで、同「サイクル」の利用者全体に対し、「イノベーター応援指向」の知財政策的調整作用を及ぼすことも想定可能であろうかと思われまます。そうした「知的創造サイクル」の利用の仕方に関する

イノベーターの役割の一つとして、インテリジェンス活動を挙げるすることができます。

インテリジェンス活動の専門家の間では、インテリジェンスに関し、①インテリジェンスの素材は、インフォメーション(情報)であり、②その生産工程は、インフォメーション(情報)の収集、加工、統合・分析・評価・解釈をすることであり、③その内容は、利用者(カスタマー又はコンシューマー)が判断、行動するために必要な知識であると認識されています。

インテリジェンス活動の典型は、米国 CIA (Central Intelligence Agency) 等の国防目的の国家的情報組織(情報サイド)による諜報活動であります。1986年に、CIA 出身のジャン・ピー・ヘリングにより、CI (Competitive Intelligence) が提唱され、CI 活動の専門家の非営利民間団体である SCIP (Society of Competitive Intelligence Professionals) が創設されました。この団体は、最高の倫理基準の下に、競争上の勝利に向かって社会の水先案内をする CI 専門家を養成し、その知識・技能の向上を図るとともに、その必要性を広く社会に啓発・普及するための活動を行っています(日本コンペティティブインテリジェンス学会ホームページ)。近年、CI の定義として、米国ピッツバーグ大学元教授 ジョン・プレスコットによる「意思決定のスピードと質を高めるために活用され、競争力ある行動に生かされる予測力をつける情報」(同学会ホームページ)が提案されています。筆者の私見になりますが、近年の実務家の間では、この定義中の「競争力ある行動に生かされる予測力」に織り込まれている「競争者の動きの背後に潜む意図に関する予測力」には、CI から比類の効用が得られるとされています。

初期の頃の CI 活動は、専ら、モトローラ、

IBM, ゼロックス 等の大企業に導入されましたが、近年の米国では、中小企業への導入も盛んであり、多数の CI 関連書籍が読まれています。往年の「ジャパン アズ ナンバーワン：アメリカへの教訓」エズラ・ヴォーゲル著・TBSブリタニカ刊が刊行された1997年頃の覚醒に端を発し、80年代後半から顕著になる米国産業による反撃の時代にCIの源流を見ることができるものと思われまふ。例えば、「インテリジェンス入門」北岡元著・慶応義塾出版刊から、示唆に富んだ関連の事情を読み取ることができます。

同書によりますと、国防目的の情報サイドの諜報活動が、そのまま企業活動に導入された訳ではなく、SCIP創設者のヘリングによる意識改革に負うところが大きいと評価されています。国防目的の情報サイドでは、カスタマーが情報サイドから操作されないことを担保できる程の客観性・独立性を重視する観点から、先ず初めにカスタマーからの情報要求(リクワイアメント)があり、それに応える範囲内で情報サイドが活動するのに対し、経営目的の情報サイドでは、経営者によるリクワイアメント策定の困難性を重視する観点から、情報サイドからのリクワイアメント策定支援活動により、カスタマーが情報サイドからの支援を受けてリクワイアメントを策定する点の意識改革が行われました。

リクワイアメント策定支援活動のために、ヘリングは、KIT(Key Intelligence Topics)プロセス手法を考案し、経営者に対して、定期的に体系的フォーマットに基づくヒヤリングを行うことで、①事業環境状態の現状のスナップ写真的把握ではなくて、将来状態の戦略的把握、②リスクに対する早期警戒、③市場内プレーヤーの競合関係の把握という領域におけるリクワイアメントを経営者から導き出す手法の確立に成功したとされています(「インテリジェンス入門」北岡元著・慶応義塾出版刊)。

こうしたSCIPの国際的CI普及活動との連携のもとで、SCIP支部の設営を目指しながら、CI活動の普及および推進が我が国においても不可欠であるとの認識に基づいて、CI研究の拠点確保の趣旨で特定非営利法人日本コンペティティブ学会が2008年に設立された経緯を同学会ホームページに見ることができます。目下、年1回の論文誌「INTELLIGENCE MANAGEMENT」を発刊し、1冊毎に数本の学術論文を発表しており、インテリジェンス要員候補者と目される管理職社

員の参画も享受しています。筆者も、設立以来の学会員であります。同学会が、SCIP日本支部に成長し、我が国産業界への適合性を高めるようにCIを発展・展開させながら、これを我が国産業界に導入・普及させることで、「イノベーター応援指向」の経営マインド、敷衍しますと、産業構造の革命の変革の中に新規ビジネスの機会を創り出すことのできるイノベーターのための経営マインドに向かう意識改革の促進に一翼を担いたいところでもあります。

こうしたCI活動の普及は、「知的創造サイクル」上の「侵害立証の困難性」「損害賠償額の低さ」「権利の不安定さ」等に対処することによる「イノベーター応援指向」の知財政策的調整に対して相乗的に働くことで、「イノベーター応援指向」の経営環境を効果的にもたすことが期待されます。

翻って、知的財産の専門家である弁理士自身が、同「サイクル」の利用の仕方に関し、同「サイクル」上の情報をインテリジェンスに深化させることで、イノベーターの当事者になることも期待できます。その結果、同「サイクル」の利用者全体に対し、「イノベーター応援指向」の知財政策的調整作用を及ぼすことができるかもしれません。

「知的創造サイクル」上の情報をインテリジェンスに深化させる活動をパテントインテリジェンス(Patent Intelligence)と呼びたいと思います。

基軸の情報媒体としての特許明細書等に乗って「知的創造サイクル」沿いに回転する情報に関し、「同サイクル」の「創造」「保護」「活用」という制度利用者視点からの各フェーズにおいて、目下、実用的に提供されている主要な情報処理サービスをフェーズ別に抽出して整理すると以下のようになります。

《創造フェーズ》

- (1) 発明生産の素材収集
- (2) 代替技術の探査・案出
- (3) 代替技術に対する優位性の評価
- (4) 技術動向調査
- (5) 企業動向調査

以上は、専ら、他人の発明ないし特許発明に係る特許明細書等の情報が対象になります。

- (6) 特許発明ないし実施化製品の市場調査(マーケティング)

専ら、市場状態情報が対象になります。

《保護フェーズ》

(1) 技術的範囲の一致性の確保

ターゲットの競合製品の上市時期と上市時の構成を予測することで、競合製品の構成に対し、技術的範囲を一致させるためのインテリジェンス処理を言います。

(2) 特許可能性の自己審査

(3) 特許安全性の自己調査

(4) サイテーション分析

以上は、専ら、他人の発明ないし特許発明に係る特許明細書等の情報が対象になります。

《活用フェーズ》

(1) 特許発明情報における販促機能の確保

特許明細書等を販促（営業的）ツールとしても働かせるためのインテリジェンス処理を言います。

上記は、専ら、自己の特許発明に係る特許明細書等の情報が対象になります。

(2) 特許発明の実施化確認調査

専ら、他人の特許発明に係る特許明細書等の情報とそれの実施化製品に係る情報のほか、自己の特許発明に係る特許明細書等の情報とそれの実施化製品に係る情報が対象になります。

(3) 権利回避設計

専ら、自己の実施化製品に係る情報と他人の特許発明に係る特許明細書等の情報が対象になります。

(4) 特許権ないし特許発明の実施化事業の価値評価

専ら、自己の特許発明に係る特許明細書等の情報と他人の関連発明（群）に係る特許明細書等（群）の情報ないし実施化事業に係る情報が対象になります。

付言しますと、インテリジェンスの素材としての情報は、特許明細書等に限られる訳ではなく、学術論文はもとより、新聞紙、雑誌、週刊誌、チラシ、取扱説明書、合法的に入手する社内報、社員・取引先等の関係者に対する合法的な聞き込みやウェブ情報、噂等も重要な素材であります。

以上のような知的創造サイクルの各フェーズで提供される情報処理サービスにおける情報をインテリジェンスに深化させることが、パテントインテリジェンス活動に挑戦する知的財産の専門家である弁理士に課された宿題のように思えてなりません。